

2023年5月25日(No. 510)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

中国の独占禁止法に関する新たな展開

東京オフィス 日本弁護士 中川裕茂

東京オフィス アソシエイト 朱 迪

III. 中国法令アップデート

- ・ 国務院弁公庁による対外貿易の規模安定化及び構造の改善を促進させることに関する意見
- ・ 人民検察院の知的財産権事件処理の業務ガイドライン
- ・ 化粧品オンライン経営監督管理弁法
- ・ 工業及び貿易企業における重大事故の潜在的危険性の判定基準
- ・ 反スパイ法
- ・ 上場会社独立董事管理弁法(意見募集稿)
- ・ ネットワーク安全標準実務ガイドライン-ネットワークデータ安全リスク評価実務ガイドライン(意見募集稿)
- ・ 生成系人工知能サービス管理弁法(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

第 23 回(中国メインランド):2023 年 6 月 15 日(木)

「中国ハイブリット法務」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 21 回(中国メインランド)

日時:2023 年 4 月 20 日(木)

「似て非なる中国法

～「サイバー主権」等中国のデジタル戦略と日本企業のあるべき対応～

講師:パートナー弁護士 森脇 章

第 22 回(中国メインランド)

日時:2023 年 5 月 18 日(木)

「中国からの個人情報の越境移転～標準契約方式の解説～」

講師:パートナー弁護士 中川 裕茂

スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関 麻帆

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、下記リンクより動画にアクセスの上、ぜひ当事務所の YouTube チャンネルをご登録ください。

[「似て非なる中国法～「サイバー主権」と中国風個人情報保護法制～」](#)

5 月 9 日配信

講師：パートナー弁護士 森脇 章

[「似て非なる中国法～「法」とはなにか～」](#)

5月2日配信

講師：パートナー弁護士 森脇 章

II. Layer's Eye

中国の独占禁止法に関する新たな展開

東京オフィス 日本弁護士 中川 裕茂
東京オフィス アソシエイト 朱 迪

1. はじめに

2023年3月10日、「独占的協定の禁止規定¹」、「市場支配的地位の濫用行為の禁止規定²」、「事業者結合審査規定³」が同時に公布され、同年4月15日に施行された。経緯としては、2022年6月24日に基本法たる独禁法が2008年の施行以降初めて改正され、その直後の2022年6月27日に、これらの4法令の意見募集稿が発表されていた。以下、近時の法執行の傾向を紹介の上、改正のポイントを解説する。

2. 事業者結合届出規制

(1) 2019年以降の事業者結合届出の傾向・推移⁴

● 届出件数

事業者結合届出の審査完了件数は465件から727件に増加した。2022年の公式データはまだ発表されていないが、国家市場監督管理総局のウェブサイトでの統計によれば21年を上回る見込である。

● 平均審査期間

正式受理から決定までの平均審査期間は、2019年では約28.3日であったが、2020年の約24.2日に短縮され、更に、2022年末時点での省レベルの市場監督管理部門の審査下に置かれた簡易案件の平均審査期間は約17.8日に短縮された。

● 審査結果

2019年から22年までの統計では、条件付き承認は18件、結合の禁止決定は1件あったが、それ以外の1,651件は無条件で承認され、大半は無条件での承認決定であった。

(2) 改正法のポイント

(a) 「支配権」「決定的な影響」の判断要素

事業者結合における重要概念である「支配権」「決定的な影響」の判断要素について、株主会に加えて董事会についても、法定及び定款上の表面的な状況のみならず、出席率及び議決の状況が考慮されることとなった。これにより更に実質的観点からの支配権等の認定が必要となった。

(b) 届出基準未滿の事業者結合に対する届出要求

1 独占的協定禁止規定(中国語:禁止垄断协议规定)、国家市場監督管理総局令第65号

2 市場支配的地位の濫用行為の禁止規定(中国語:禁止滥用市场支配地位行为规定)、国家市場監督管理総局令第66号

3 事業者集中審査規定(中国語:经营者集中审查规定)、国家市場監督管理総局令第67号

4 国家市場監督管理総局独禁法執行一司ウェブサイト、国家独占禁止局の中国独禁法執行年度報告による

独禁法 26 条 2 項では、届出基準に達していない結合行為であっても、競争制限効果を有し又はそのおそれがある案件につき独禁当局が届出を行うよう事業者に要求することができることが明記された。事業者が市場監督管理総局からの通知を受領した後 120 日以内に届出を行い、結合の実行を一時停止する等の必要な措置を講じる義務が定められた(事業者結合審査規定 8 条 2 項)。

(c) 審査期間不算入(ストップ・ザ・クロック)制度

改正前の独禁法では、事業者結合届出の審査期間は最長 180 日(1 次審査 30 日、2 次審査 90 日、延長期間 60 日間)であったが、特定の事由がある場合に審査期間の進行を中断できる、いわゆる「ストップ・ザ・クロック」制度が導入された(独禁法 32 条)。審査期間の進行の中断事由(※)に応じて、届出者・当局の対応のステップが明記された(事業者結合審査規定 24～26 条)。独禁当局の都合で一方向的に審査期間が中断され、審査が不当に長期化する可能性が懸念されるが、これにより、一定の配慮が行われたといえる。

※ 審査期間の進行の中断事由

- ① 届出者が規定に従い文書及び資料を提出しなかったことにより、審査業務を行うことができなくなった場合
- ② 事業者結合の審査に重大な影響を及ぼす新たな状況又は事実が発生し、事実確認を要する場合
- ③ 事業者結合に付される制限的条件について、更なる評価が必要であり、届出者が審査期間の計算の中断を請求した場合

(d) 種類別・等級別審査制度の導入

一定の重要分野に関わる事業者結合について、事業者結合の種類別・等級別審査制度を整理し、具体的な審査弁法を制定する旨が追記されている(事業者結合届出規定 6 条)。「種類別」とは特定の業界分野に関わる事業者結合案件を重点的に審査すること、「等級別」とは案件の規模等に応じて異なるレベルの市場監督管理局にて審査を行う制度である。「等級別」審査制度は 2022 年 8 月 1 日から 5 つの省レベルの市場監督管理局(北京、上海、広東、重慶、陝西)にて試験的に実施されており、今後は更に拡大される可能性もある。

3. 独占的協定の禁止

(1) 近時の水平的・垂直的独占的協定に関する近時の執行事例

● 水平的独占的協定に関する執行事例

近時も執行は活発であり、米の販売に関する業界団体のカルテル事案、瓶詰め液体天然ガスのカルテル事案、自動車検査会社による検査サービス料金のカルテル事案、コンクリートカルテル事案、自動車教習所のカルテル事案、遊覧船のカルテル事案等が存在する。

● 垂直的独占的協定に関する執行事例

骨や軟骨等の再生ビジネスのスイス・ガイストリッヒ社による骨充填材等の再販価格拘束事案、セサミストリートの英語教育事業の中国のライセンサーに対する学費や教材価格の再販価格拘束事案、インプラントのスイス・ストローマン社に対するインプラント材料の再販価格拘束事案等がある。

(2) 改正法のポイント

(a) 垂直的独占的協定のセーフハーバー条項

独禁法 18 条 3 項では、垂直的独占協定、すなわち取引の相手方に対する再販売価格の固定や最低販売価格の指定につき、協定当事者の関連市場におけるシェアが独禁当局が定める一定の基準を下回る等の要件を満たす場合には違法としない旨のセーフハーバー条項がある。この点、セーフハーバーとなる市場シェアの基準は 2022 年 6 月 27 日の「独占的協定の禁止に関する規定（意見募集稿）」では 15%とされていた。独占的協定禁止規定ではかかる基準自体が削除されているが（同 17 条）、15%基準は今後も参考になると思われる。

なお、「自動車産業の独占禁止ガイドライン」では、自動車産業に関しての指針ではあるが、絶対的ではないという留保付きで 30%基準が示されている。

(b) ハブ・アンド・スポーク型カルテル

独占的協定の禁止規制が適用される対象者について、協定の当事者・事業者団体に加え、①独占的協定の組成を手配した者、②独占的協定の組成を幫助した者も規制の対象とされた（独禁法 19 条・独占的協定禁止規定 18 条）。これにより、例えばハブ・アンド・スポーク型カルテルのように、直接の関わりのない事業者間のカルテルを組織・幫助した中間業者などの「ハブ」に当たる事業者も規制の対象とした。

(c) 当局の立件義務

旧独占的協定禁止暫定規定では、当局は調査の上で立件するか否かを決定するのみ記載されていたが、独占的協定禁止規定では、①事業者が独占的協定を締結したことについて初期的な証明を行う証拠を有すること、②当該部門の調査処分範囲に属すること、及び③行政処罰を与えることができる期間内であることの要件を満たした場合には、独禁当局は立件を行う義務を負うものとされ（同 24 条）、当局の執行が加速するものと思われる。

(d) 処罰の加重

情状が特別に深刻で特に悪影響を及ぼした場合等には、基本的な過料（※）を基準として、更に 2 倍以上 5 倍以下の範囲で具体的な過料を決定するとされている（独禁法 63 条・独占的協定禁止規定 45 条 2 項）。最高で年間売上の 50%に達する点で、世界的に見ても極めて厳しい処分である。

※ 基本的な過料の計算方法（独禁法 56 条）

状況	過料の金額（基礎金額であって、以下の金額の 2 倍～5 倍の過料が課せらるる）
締結した独占的協定につき実施済	前年度売上の 1%以上 10%以下
前年度売上がない場合	500 万人民元以下
締結した独占的協定につき未実施	300 万人民元以下
法定代表者、主要責任者、直接責任者の個人責任	100 万人民元以下
他の事業者に独占的協定を締結させた場合	上記を準用

(e) リニエンシー

- リニエンシーの「順位」:リニエンシーにおける処罰の減免を決める「順位」について、自ら申告をした時間の順序、提供した証拠の重要度、独占的協定を実施した状況に基づいて定めるとしている（独占的協定禁止規定 38 条）。申告のタイミングの前後関係のみを要素とするものではないが、自主申告の時間の順序は同条が定める考慮要素の中で真っ先に記載されており、重要視される

ことを示している。

- リニエンシーの効果: 基本的には、第 1 順位の申告者には免除又は 80%を下回らない範囲での減軽、第 2 順位の申告者には 30%~50%の範囲での減軽、第 3 順位の申告者には 20%~30%の範囲での減軽等の恩典が与えられることがある(なお、恩典を与えるかどうかは当局の裁量に委ねられている)。
- 個人によるリニエンシー: 法定代表者、主要責任者及び直接責任者がリニエンシーの申告した場合、当局は、その処罰を 50%減軽し、又は処罰を免除することができる(同 47 条 3 項)。

4. 市場支配的地位の濫用行為の禁止

(1) 近時の市場支配的地位の濫用に関する近時の執行事例

巨額の処罰を課した市場支配的地位の濫用事案として、2021 年のアリババや美团等のプラットフォーム事業者が出店者に他のプラットフォームへの出店制限を行った行為(いわゆる二者択一)を違法とした事案がある⁵。

(2) 改正法のポイント

(a) 「正当な理由」における安全保障的観点での分析

市場支配的地位の濫用行為は概して「正当な理由」がある場合には違法とはされないが、正当な理由の有無を判断する際に、「社会公共利益への影響」に代えて「ナショナルセキュリティ、ネットワークセキュリティ等の方面への影響」を考慮するものとされた(市場支配的地位の濫用行為の禁止規定 22 条 2 号)。独禁法でも安全保障的観点を考慮することは規定されておらず、新たな展開といえる。

(b) 処罰の加重

情状が特別に深刻で特に悪影響を及ぼした等の場合には、基本的な過料(前年度売上の 1%~10%)を基準として、更に 2 倍以上 5 倍以下の範囲で具体的な過料を決定するとされており、極めて厳しい処分が可能とされている(独禁法 63 条・市場支配的地位の濫用禁止規定 41 条 3 号)。

(c) 処罰内容において是正措置を考慮

市場支配的地位の濫用禁止規制においては、リニエンシーによる処罰の減免の制度はないが、処罰の軽重を決定する際に、違法行為の影響の除去を行ったかどうか、違法行為の性質・程度・継続期間と共に考慮されることとなった(独禁法 59 条・市場支配的地位の濫用禁止規定 41 条 2 項)。

以上

5 アリババの事案では約 182 億円の過料が、美团の事案では約 34 億円の過料が課された。

III. 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

- 今号の注目は、新聞報道等でも多くみかけるが、「反スパイ法」の改正である。今回の改正は、2014年の制定以降、初めての法改正であり、本年7月1日から施行される。法令の条文等の構造が大きく変わり、また条文数も増えてボリューム感も増している。改正のポイントは、以下の本文をご覧ください(また、次号のニュースレターのLawyer's Eyeにおいて、もう少し詳細な解説を行う予定である。)。また、弊事務所では反スパイ法の和訳を作成しているため、ご入用の方は、[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。
- 意見募集稿段階の法令として、「生成系人工知能サービス管理弁法(意見募集稿)」が注目される。日本や世界的にも、Chat GPT(Generative Pretrained Transformer。会話形式で文章を生成するAI)をはじめとする、いわゆる生成系AIの活用に関しては、法律規制面から様々な議論がなされている。中国において、現時点ではChat GPTの正式な使用は認められていない一方で、国内では検索エンジン大手の百度(バイドゥ)から、生成系AIである「文心一言」というサービスがローンチされている。本意見募集稿には、生成系AIが満たすべき条件や生成系AIのサービス提供者の義務が定められており、同サービスに対する法規制の起点となることが予想される。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<貿易・税関>

国務院弁公庁による対外貿易の規模安定化及び構造の改善を促進させることに関する意見

[ポイント] 同意見は、貿易の強化による市場開拓の促進、重点製品の輸出入規模の安定と拡大、財政金融支援の強化など5つの点の計18の項目を含む。主な内容は、以下のとおりである。

1. 貿易強化による市場開拓の促進。例えば、海外ビジネス関係者へのビザ発給促進や国際線の増便等。
2. 重点製品の輸出入規模の安定と拡大。自動車輸出を支援し、国内銀行、海外支店による自動車企業の海外での金融支援の提供を奨励する。
3. 財政金融支援の強化。越境決済サービスを最適化し、企業の為替リスクヘッジ需要に応じるため越境取引での人民元決済の規模をさらに拡大する。
4. 対外貿易の革新的発展の加速。貿易のデジタル化を推進する。大型対外貿易企業による新技術を用いたデジタルプラットフォームの構築、及び中小・零細対外貿易企業にサービスを提供する第三者の総合デジタルソリューションサプライヤーの育成を支援する。
5. 対外貿易の発展環境の最適化。不当な貿易制限に適切に対処し、影響を受ける地方政府、企業に対する研修及び指導を強化する。

[原文] [国务院办公厅关于推动外贸稳规模优结构的意见](#) (国办发〔2023〕10号)

[公布/公表機関] 国務院弁公庁 (国务院办公厅)

2023年4月11日公布、同日施行

執筆担当: 北京事務所顧問 李加弟

<知的財産権>

人民検察院の知的財産権事件処理の業務ガイドライン

[ポイント] 近年、中国では知財犯罪に対する摘発を強化する動きが見られている。中国最高人民検察院も、2020年11月に知財業務を統括する弁公室を設置し、2022年3月に「新時代の知的財産権検察業務を全面的に強化する意見」を発表するなど、知財事件に力を入れている。

4月26日に、最高検は、中国と世界知的財産権機関(WIPO)の協力50周年記念イベントに習近平国家主席が祝辞を寄せたのに合わせて、検察院が知的財産権事件を処理する際に従うべきガイドラインを発表した。

中国の検察院の職責には、刑事事件の訴追以外にも、民事訴訟や行政訴訟の監督や公益訴訟の提起などが含まれている。今回のガイドラインは、これら各業務について、それぞれ詳細な規定を置いている。これらの業務の詳しい解説は省くが、本ガイドラインの特徴として、以下の点が挙げられる。

1. 知財権侵害犯罪に対する取締りの強化。例えば、警察当局との捜査協力体制の整備(14条)や関連犯罪の取締りの強化(15条)などが規定されている。
2. 知財事件における専門性の重視。例えば、捜査手続における専門家の関与(6条、7条)や鑑定に関する規定(8条)が盛り込まれている。
3. 権利者の保護。知財事件に関して、刑事手続は単に刑事責任を追及するためのものではなく、被害者の権利実現のための手段としても利用されている。例えば、被疑者・被告人が損害賠償、謝罪などの方法で真摯な反省を示した場合、検察院は寛大な求刑をすることができるが、損害賠償能力があるのに賠償しない場合には、このような措置は適用されないと定められている(16条2項)。このように、厳罰を梃子として権利者の救済を図っている。

[原文] [人民检察院办理知识产权案件工作指引](#)

[公布／公表機関] 最高人民検察院（最高人民検察院）

2023年4月26日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 張 超鵬

<経済諸法>

化粧品オンライン経営監督管理弁法

[ポイント] 本弁法は、化粧品のオンライン経営(販売)及び化粧品の電子ビジネスプラットフォームにおけるサービスの監督管理に関する法令である。近年、ネット経営化粧品の品質安全問題が頻発しており、伝統的な販売ルートより商品の不良率が著しく高くなっていることから、化粧品のネット経営行為をより規範化するため、本弁法は制定された。本弁法の重要な点は以下の通りである。

1. 化粧品オンライン経営の監督対象

本弁法の監督対象となるのは、化粧品の電子ビジネスプラットフォーム、プラットフォーム内の化粧品経営者及び自ら作成したウェブサイト又はその他のネットサービスを通じて化粧品を経営する経営者である。越境電子ビジネスで輸入化粧品を販売する場合には本弁法を適用せず、越境電子ビジネス販売輸入商品の関連法令を適用する。

2. 電子ビジネスプラットフォームの管理責任の明確化

「化粧品生産経営監督管理弁法」等の既存の化粧品経営の関連法令に基づき、電子ビジネスプラットフォームのプラットフォーム内化粧品経営者に対する管理責任がより明確に規定されている。例えば、電子ビジネスプラットフォームは経営者の実名登記、日常検査、違法行為の制止及び報告、品質安全に関する重大な情報の報告などの管理責任が定められている。

- 一. 化粧品経営者の義務の明確化

実務上生じた問題に基づき、プラットフォーム内の化粧品経営者の法的義務が明確に規定されている。商品の仕入検査、商品情報の開示、問題商品のリコール等の義務が規定されている。例えば、虚偽宣伝の問題を解決するため、プラットフォーム内の化粧品経営者は、その経営活動のホームページにおいて全面的かつ正確に、事実即して、適時に登録資料又は届出資料と一致する化粧品の関連情報を開示しなければならないと規定されている。

[原文] 化妆品网络营销监督管理办法（国家药品监督管理局公告 2023 年第 36 号）

[公布／公表機関] 国家藥品監督管理局（国家药品监督管理局）

2023 年 3 月 31 日公布、2023 年 9 月 1 日

執筆担当：北京事務所顧問 李彬

<社会法>

工業及び貿易企業における重大事故の潜在的危険性の判定基準

[ポイント] 「安全生産法」によると、重大事故の潜在的危険性があると判断された場合は、その発見、対応状況を政府と職員代表大会に報告する義務があり(41 条)、また政府に安全が保障されないと判断された時は使用停止を命令される可能性があり(65 条)、そして事故へと発展した場合、企業や責任者が人民検察院により民事提訴(74 条)や刑事提訴(90 条)される可能性がある。2023 年 4 月 14 日、応急管理部(國務院の部門の一つで、安全生産、災害管理、応急救援に関わる行政部門)は、冶金、有色金属、建材、機械、軽工業、紡織、煙草などの工業及び貿易企業における「重大事故の潜在的危険性」を正確に判断し、速やかに対応するために本判断基準を公布した。本判断基準は 2017 年版に対し、基準が 64 項に更新され、その他、以下の状況は重大事故の潜在的危険性があるとみなされるとされた(3 条)：

1. 請負業者・借主の安全生産作業を統一的に調整、管理していない場合、または定期的な安全検査を行っていない場合
2. 特殊作業者が規定に従って専門的な安全作業トレーニングを受け、対応する資格を取得せずに就業している場合
3. 金属冶炼企業の主要責任者、安全生産管理者が、規定された審査に合格していない場合

上記の新しい基準は近年増加傾向にある事故に対応するためだと思われる。本判断基準の記者会見では、応急管理部は中国国内の 2022 年の工業及び貿易企業における生産の危険性に関して重点的に以下の認識があると発表された：

1. 環境汚染対応の外注による事故が多発：環境汚染対応は市場化、産業化、専門化が進み、広く第三者へ外注されているが、これにより安全責任が混乱し、新しい生産上のリスクが生じている
2. 特殊作業の事故の多発：企業から危険作業の多い特殊作業へのリスク認知や安全保障を徹底していない
3. 冶金、有色金属などの金属冶炼企業において点検、修理事故が多発：多くの機械設置・点検作業が下請け業者によって実施され、安全責任が混乱するため、現場作業員の安全意識や技能が不足している

[原文] 工贸企业重大事故隐患判定标准（应急管理部令第 10 号）

[公布／公表機関] 応急管理部（应急管理部）

2023 年 4 月 14 日公布、2023 年 5 月 15 日施行

執筆担当：中国弁護士 石 瀛

反スパイ法

[ポイント] 中国では、2014年に、中国におけるスパイ活動を取り締まるために「反スパイ法」(中国語では、「反間諜法」)が制定された。本改正は、2014年の制定以降、初めての法改正であり、本年7月1日から施行される。

1. スパイ行為の定義の拡大

現行法において、スパイ行為は、主には国家秘密の窃取・提供等の活動とされているが、改正法はこの他に、「国家安全・利益に関する文書、データ、資料、物品」の窃取・提供等の活動にも拡大された(4条(3))。中国では国家安全は経済や文化、科学技術、情報、資源など多岐にわたる概念として捉えられており、中国当局の広範な裁量判断により、国家安全・利益に関係すると認定されるリスクも拡大したといえる。

また、国家機関、重要情報インフラ等へのサイバー攻撃自体がスパイ行為に当たることが明記された。

2. スパイ行為発見時の通報義務とシステム化

その他に、反スパイ活動の貢献・協力者に対する保護、表彰や奨励が追加されている(9条)。また、現行法でも、中国公民がスパイ行為を発見した場合には、国家安全機関に「報告」しなければならないとだけ規定されているが、改正法では(より能動的な)「通報」義務として規定され、国家安全機関は通報を受理するための電話、電子メールやプラットフォーム等を公開しなければならないとして、システム化されようとしている(16条)。

3. 嫌疑のある人物の携帯品や電子機器の検査

また、スパイ行為の取り締まりのために、国家安全機関の職員は、スパイ活動の疑われる人物に対し、携帯品、電子機器・ツール等の検査を行い、拒絶する場合には差し押さえることができることも追加されている。

4. 本改正により、従前以上にスパイ活動に対する取り締まりが強化・増加することが見込まれる。現地での行為がスパイ行為の疑いをかけられないように、リスクが相対的に高いとされる行為(現地での写真撮影、重要情報等の受領・転送、過度に政治的な会話等)を理解しつつ、そのような行為についてはより慎重な行動が求められる。

[原文] 中华人民共和国反间谍法 (中华人民共和国主席令第4号)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常务委员会

2023年4月26日公布、2023年7月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 若林耕

草案・意見募集稿等

上場会社独立董事管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、2022年1月5日より施行されている上場会社独立董事規則を改定する内容のものであり、上場会社に必要とされる独立董事の任免、職責等について規定するものである。現行の上場会社独立董事規則においては、上場会社では独立董事制度を設けなくてはならず、董事会の構成員のうち少なくとも3分の1が独立董事によって占められている必要があるとされているが、本意見募集稿においてもこの規制が維持されており、かつ、独立董事のうち少なくとも1名は会計のプロフェッショナルでなければならない(4条、5条1項)。また、上場会社の董事会は監査委員会を設けなければならない、その構成員は会社の高級管理職を兼任する董事が含まれてはならない。かつ、その構成員は独立董事が多数を占め、会計プロフェッショナルである独立董事が含まれていなければならない(5条2項)。

独立董事は独立性を保持していなければならない、以下の者は独立董事となることができない(6条1項)。

①当該上場会社又はその付属企業(直接又は間接的に支配を受けている企業を指す。以下同じ。)の役職

員及びその配偶者、父母、子女、主要な社会関係を有するもの、②直接又は間接に当該上場会社の株式の1%以上を保有し、又は当該上場会社の上位10名の株主に含まれる自然人株主及びその配偶者、父母、子女、③直接又は間接に当該上場会社の株式の5%以上を保有し、又は当該上場会社の上位5名の株主に含まれる株主機関の役員及びその配偶者、父母、子女、④当該上場会社を支配する株主、実質的支配者の附属企業の役員及びその配偶者、父母、子女、⑤当該上場会社及びその支配株主、実質的支配者又はそれぞれの附属企業との間で重要な業務を行っている者、若しくは重大な業務を行っている機関の役員又は重要な業務を行っている機関の支配株主の役員、⑥当該上場会社及びその支配株主、実質的支配者又はそれぞれの附属企業のために財務、法律、コンサルティング等のサービスを提供している者、⑦直近12ヶ月において上記①～⑥のいずれかに該当する者、⑧法律、行政法規、中国証券監督管理委員会（証監会）、証券取引所及び定款が規定する独立性を有さないその他の者。

また、独立取締役は原則として最大で3社のみ独立取締役を兼任することができ、有効に独立取締役の職務を執行できる容易に十分な時間を確保しなければならないとされている(8条)。また、独立取締役の任期は他の当時と同じであり、連続で選任することはできるが、その任期は連続して6年を超えてはならない(13条)。

独立取締役の職責は、①董事会の決議に参加し、議題について明確に意見を述べること、②関連者間取引、財務会計報告、董事及び高級管理職員の任免、報酬等の当該上場会社との間で潜在的に重大な利益相反が小実事項についての監督を行うこと、③当該上場会社の経営発展のために専門的、客観的な提案を行い、董事会決議の水準の引き上げを促進すること、④法律、行政法規、証監会及び定款に規定するその他の職責である(17条)。

また、以下の事項については全独立取締役の過半数の同意を経た後に董事会で審議を行う必要がある(18条)る。①開示が必要な関連者間取引、②上場会社及び関連当事者の承諾を変更又は免除する議案、③買収される上場会社の董事会による買収についての決議及び採用する措置、④法律、行政法規、償還会及び定款が規定するその他の事項。

上場会社、独立取締役及び関連する者が本弁法に違反する場合には、証監会は是正を命じ、面談を行い、警告書を発出し、公開説明を求め、定期報告を求め等の監督管理措置を行うことができる。また、行政処罰に処すべき場合には、証監会は関連する規定に基づき処罰を行うことができる(43条)。

[原文] 上市公司独立董事管理办法（征求意见稿）

[公布／公表機関] 中国証券監督管理委員会（中国证券监督管理委员会）

（意見募集期間：2023年4月14日～2023年5月14日）

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

ネットワーク安全標準実務ガイドライン-ネットワークデータ安全リスク評価実務ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 本ガイドラインは、企業がネットワーク安全法、データ安全法、個人情報保護法等の法令に基づき、ネットワーク安全リスク評価(自己評価及び検査機関における評価を含む)を実施するに当たって参照されることを想定したものである。

主な内容としては、①リスク評価の概要(基本的な考え方、内容、流れ、手段等)、②評価に向けた準備の方法、③調査・研究の対象となる情報の範囲、④リスク評価において重視すべき各種ポイント、⑤リスク評価の結果のまとめ方及び分析の方法、⑥評価報告書の作成方法やリスクへの対処方法等が、章別に取りまとめられており、さらに、添付書類として、典型的なリスクの種類やリスクの名称・内容をリスト化したものと、評価報告書のテンプレートが付されている。

本ガイドラインは意見募集の段階にあり、まだ正式公布には至っていないものの、実務上の参照価値は高い。

[原文] 网络安全标准实践指南——网络数据安全风险评估实施指引（征求意见稿）（信安秘字(2023)45号）

[公布／公表機関] 全国情報安全標準化技術委員会秘書処（全国信息安全标准化技术委员会秘书处）

（意見募集期間：2023年4月14日～2023年5月2日）

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

生成系人工知能サービス管理弁法（意見募集稿）

[ポイント] 2022年11月に公開された Chat GPT (Generative Pretrained Transformer。会話形式で文章を生成する AI)をはじめ、いわゆる生成系 AI が世界中で急速に利用されるようになった。生成系 AI の普及は、カスタマーサポートや小説の創作といった幅広い分野での活用が期待される一方で、個人情報の流出や不正な情報の生成、著作権侵害といった問題点も指摘されている。

中国においても、検索エンジンを提供する百度(バイドゥ)から、生成系 AI である「文心一言」が公表されている。このような背景もあり、国家インターネット情報弁公室は、2023年4月11日、生成系 AI 技術の発展・応用を促進するため、「ネットワーク安全法」「データ安全法」「個人情報保護法」等の法令に基づいて、「生成系人工知能サービス管理弁法」(以下「本弁法」という。)の意見募集稿(以下「本意見募集稿」という。)を公表した。本意見募集稿には、生成系 AI が満たすべき条件や生成系 AI のサービス提供者の義務が定められており、主な内容は次のとおりである。

1. 「生成系人工知能」とは、「アルゴリズム、モデル又は規則に基づいて、文書、図、音声、映像又は暗号等の内容を生成する技術」と定義され(第2条第2項)、生成系人工知能を研究開発し、又は利用し、中国域内の公衆に対しサービスを提供する場合には、本弁法が適用される(同第1項)。
2. 生成系人工知能を利用して生成される内容は、社会主義核心価値観を体現し、知的財産権を尊重し、真実かつ正確であり、他人の合法的利益を尊重するといった条件を満たさなければならない(第4条)。
3. 生成系人工知能製品を利用し、チャット、文書、画像又は音声の生成等のサービスを提供する者に対しては、①安全評価申告及びアルゴリズムの届出(第6条)、②ユーザーの入力情報及び使用記録の保護義務(第11条)、③苦情受付メカニズムの構築(第13条)といった義務が科され、違反者に対する罰則も定められている(第20条)。

本意見募集稿によれば、中国域外のサービス提供者であっても、中国域内の公衆に対しサービスを提供する場合には、本弁法の規制対象となり得るため、今後の動向に注視する必要がある。

[原文] 生成式人工智能服务管理办法（征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）

（意見募集期間：2023年4月11日～2023年5月10日）

執筆担当：日本弁護士 芳賀洋一

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)
-
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
-
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com